**介護予防・日常生活支援総合事業者**

**自主点検表**

**訪問介護相当サービス**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | チェック | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１の１　基本方針 | □　指定訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。　　◆市通訪問護相当サービス基準要綱第４条 | 適・否 |  |
| 第１の２　暴力団の排除 | □　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３条第５項 | 適・否 |  |
| 第２　人員に関する基準１　訪問介護員等の員数 | □　指定訪問介護相当サービス事業者が事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で２．５以上とする。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第５条第１項 | 適・否 | 常勤換算　　　　　人 |
| ２　サービス提供責任者 | □　指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護相当サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所における指定訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としているか。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第５条第２項□　サービス提供責任者は介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって専ら指定訪問介護相当サービスに従事する者をもって充てているか。　　ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第５条第４項□　市訪問介護相当サービス基準要綱第５条第２項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては事業所におくべきサービス提供責任者の員数は、利用者が50又はその端数を増すごとに1人以上としているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第５条第５項□　指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第５条第６項 | 適・否 | 責任者　　　　　　人常勤換算採用の有・無利用者数（前3月平均）サ責必要数　　　　人 |
| ３　管理者 | □　指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。　　ただし、指定訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第６条 | 適・否 | 兼務する場合　兼務する職： |
| 第３　設備に関する基準＜法第１１５条の４第２項＞ | □　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第７条第１項前段　◎　他の事業も行っている場合、業務に支障がなければ、区画が明確に特定されていれば足りる。　　◆平１１老企２５第３の一２（１）参考□　事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。　　　◆平１１老企２５第３の一２（２）参考□　サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第７条第１項後段　◎　特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。　　◆平１１老企２５第３の一２（３）参考　◎　それぞれの業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。　　◆平１１老企２５第３の一２（３）参考□　指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定訪問介護事業の設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第７条第２項 | 適・否 | 届出図面と変更ないかあれば変更届が必要遮へい物等でプライバシー保護しているか特に従業者が感染源とならないよう配慮 |
| 第４　運営に関する基準　＜法第７４条第２項＞１　内容及び手続の説明及び同意 | □　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第１項　◎　記載すべき事項は以下のとおり。　◆平１１老企25第３の一３(２)準用　　ア　運営規程の概要　　イ　訪問介護員等の勤務体制　　ウ　事故発生時の対応　　エ　苦情処理の体制　等　※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。□同意は書面によって確認しているか。（努力義務）　　　◆平１１老企２５第３の一３（２）準用 | 適・否 | 最新の重要事項説明書で内容確認利用申込者の署名等があるもので現物確認苦情申立窓口に以下の記載が漏れないか□通常の事業の実施地域に係る市町村(高齢福祉課又は各支所)□国民健康保険団体連合会運営規程と不整合がないか□職員の員数□営業日・営業時間□通常の事業の実施地域□利用料・その他費用 |
| ２　電磁的方法 | □　指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第４の１の規定による文書の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この項目において「電磁的方法」という。)により提供しているか。　　この場合において、当該指定訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第２項　(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの　　ア　指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　　イ　指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)　(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法　◎　「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第４項□　上記の方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであるか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第３項□　指定訪問介護相当サービス事業者は、市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第２項により同１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第５項　(1)　市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第２項各号に規定する方法のうち指定訪問介護相当サービス事業者が使用するもの　(2)　ファイルへの記録の方式□　市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第５項の規定による承諾を得た指定訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、同第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。　　ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同５項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第８条第６項 | 適・否 |  |
| ３　提供拒否の禁止 | □　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。　　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第９条　◎　サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。　　◆平１１老企２５第３の一３（３）参考　　①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合　　②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　　③　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合　　④　保険給付として適切な範囲を逸脱したサービス提供を求められた場合　　◆平１２老振第７６号２　　　ただし、以下のア、イの対処を行っても、利用者が保険給付の対象となるサービスとしては適切でないサービス提供を求めた場合に限る。　　　ア　訪問介護員から利用者に対して、求められた内容が訪問介護相当サービスの給付対象となるサービスとしては適当でない旨を説明すること。担当訪問介護員の説明では利用者の理解が得られない場合には、サービス提供責任者が対応すること。　　　イ　利用者が保険給付の範囲外のサービス利用を希望する場合には、訪問介護員は訪問介護相当サービス事業者又は市町村に連絡することとし、希望内容に応じて、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用を助言すること。　　◎　一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例　　◆平１２老振第７６号別紙　　　ア　「直接本人の援助」に該当しない行為　　　　(ｱ)　利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し　　　　(ｲ)　主として利用者が使用する居室等以外の掃除　　　　(ｳ)　来客の応接（お茶、食事の手配等）　　　　(ｴ)　自家用車の洗車・清掃　等　　　イ　日常生活を営むのに支障を生じないと判断される行為　　　　(ｱ)　草むしり　　　　(ｲ)　花木の水やり　　　　(ｳ)　犬の散歩等ペットの世話　等　　　ウ　日常的に行われる家事の範囲を超える行為　　　　(ｱ)　家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え　　　　(ｲ)　大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ　　　　(ｳ)　室内外家屋の修理、ペンキ塗り　　　　(ｴ)　植木の剪定等の園芸　　　　(ｵ)　正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 　　　　　　等 | 適・否 | 事例：（ 有 ・ 無 ）あればその理由 |
| ３　サービス提供困難時の対応 | □　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１０条 | 適・否 | 地域外からの申込例：( 有 ・ 無 ) |
| ４　受給資格等の確認 | □　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証、負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定又は基本チェックリストによる事業対象者であること及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１１条第１項□　被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１１条第２項 | 適・否 | 対処方法確認（申込時にコピー等）記載例：( 有 ・ 無 )記載例あるか。あれば当該事例の計画確認 |
| ５　要支援認定等の申請に係る援助 | □　サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１２条第１項□　介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１２条第２項 | 適・否 | 事例：（ 有 ・ 無 ）あれば、その対応内容事例：（ 有 ・ 無 ）あれば、その対応内容 |
| ６　心身の状況等の把握 | □　サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１３条 | 適・否 | 担当者会議参加状況やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか |
| ７　地域包括支援センター等との連携 | □　サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１４条第１項□　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１４条第２項 | 適・否 | 開始時の連携方法確認終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等） |
| ８　第１号事業支給費の支給を受けるための援助 | □　サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画等の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第１号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明するとともに、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第１号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１５条 | 適・否 | 事例：（ 有 ・ 無 ）あれば、その対応内容 |
| ９　介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 | □　介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１６条 | 適・否 | 居宅サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認 |
| 10　介護予防サービス計画等の変更の援助 | □　利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１７条　◎　サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には、支給限度額内で介護予防サービス計画等を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行うこと。　　◆平１１老企２５第３の一の３（８）参考 | 適・否 | ケアマネに相談・協議なく計画変更していないか（相談等経過が記録で確認できるか）事業所の都合で計画変更を迫っていないか |
| 11　身分を証する書類の携行 | □　訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１８条□　証書等には、当該指定訪問介護相当サービス事業所の名称、当該訪問介護員等の氏名の記載があるか（写真の貼付や職能の記載は努力義務）。　　◆平１１老企２５第３の一３（９）参考 | 適・否 | 実物を確認 |
| 12　サービスの提供の記録 | □　サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１９条第１項　◎　利用者の介護予防サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項　　　◆平１１老企２５第３の一の３（１０）①参考　　ア　サービスの提供日　　イ　内容　　ウ　第１号事業支給費の額　　エ　その他必要な事項□　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第１９条第２項　◎　記録すべき事項　　◆平１１老企２５第３の一の３（１０）②準用　　ア　サービスの提供日　※サービス開始及び終了時刻含む。　　イ　内容　　ウ　利用者の心身の状況　　エ　その他必要な事項　◎　その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。　　◆平１１老企２５第３の一の３（１０）②準用 | 適・否 | 個人記録確認記録なければ提供なしとみなす開示内容確認希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法 |
| 13　利用料等の 1受領23456 | □　法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額から当該事業者に支払われる第１号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２０条第１項□　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護相当サービスに係る第１号事業支給費用基準額との間に不合理な差額が生じていないか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２０条第２項　◎　一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。　　◆平１１老企２５第３の一３（１１）②参考□　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２０条第３項　◎　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。　　　◆平１１老企２５第３の一３（１１）③参考□　交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２０条第４項　※　当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。　　　この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りる。　　◆平１２老振７５□　サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次に定める領収証を交付しているか。　　◆法第４１条第８項□　領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、第1号事業適用の自己負担額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。　　◆施行規則第６５条 | 適・否 | 領収証確認償還払：（ 有 ・ 無 ）交通費の設定妥当か同意が確認できる文書等確認口座引落や振込の場合、交付方法及び時期確定申告（医療費控除）に利用できるものか |
| 14　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２１条 | 適・否 | 事例：（ 有 ・ 無 ）事例あれば実物控え又は様式確認 |
| 15　同居家族に対するサービス提供の禁止 | □　訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対するサービスの提供をさせていないか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２２条 | 適・否 | 事業所としての不正防止策（　　　　　　　　　） |
| 16　利用者に関する市町村への通知 | □　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２３条　①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援等の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。　②　偽りその他不正な行為によって第１号事業支給費を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 事例：（ 有 ・ 無 ） |
| 17　緊急時等の対　応 | □　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２４条 | 適・否 | マニュアル：（ 有 ・ 無 ） |
| 18　管理者及びサービス提供責任者の責務 | □　管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２５条第１項□　管理者は、従業者に本主眼事項第４の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２５条第２項□　サービス提供責任者は、以下に掲げる業務を行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２５条第３項　◆令３厚労告７１第１条　　ア　指定訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。　　イ　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。　　ウ　地域包括支援センター等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能、その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。　　エ　サービス担当者会議への出席等により、地域包括支援センター等と連携を図ること。　　オ　訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。　　カ　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。　　キ　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。　　ク　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。　　ケ　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。　◎　この場合、複数のサービス提供責任者を配置する指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者間での業務分担を行うことにより、指定訪問介護事業所として当該業務を適切に行うことができているときには、必ずしも一人のサービス提供責任者が当該業務の全てを行う必要はない。　　　◆平１1老企２５第３の一３(1７)参考　◎　サービス提供責任者は、利用者に対して適切な訪問介護サービスを提供するために重要な役割を果たすことに鑑み、その業務を画一的にとらえるのではなく、当該事業所の状況や実施体制に応じて適切かつ柔軟に業務を実施するよう留意するとともに、常に必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならない。　　◆平１１老企25第３の一３（１７）参考 | 適・否 | 管理者が掌握しているか□サ責がヘルパー業務中心となってしまっていないか□モニタリング方法（　　　　　　　　　）※ヘルパーからの報告のみでなく、サ責として直接利用者へその状況確認をおこなっているか。□訪問介護員の業務の実施状況の確認方法（　　　　　　　　　）□左記のサ責業務の実施状況について、支援経過記録等により確認できるか（口頭のみとなっていないか） |
| 19　運営規程 | □　事業所ごとに、以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２６条　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　従業者の職種、員数及び職務の内容　　※　置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（１９）①参考　ウ　営業日及び営業時間　エ　サービスの内容及び利用料その他の費用の額　　※　「利用料」としては、法定代理受領サービスである訪問介護相当サービスに係る利用料（１割負担又は２割負担（又は3割負担（H30年8月以降））及び法定代理受領サービスでない訪問介護の利用料を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること。　　　◆平１１老企２５第３の一３（１９）③参考　オ　通常の事業の実施地域　　※客観的にその区域が特定されるものであること。　　　　◆平１1老企２５第３の一３（1９）④参考　カ　緊急時等における対応方法　キ　虐待の防止のための措置に関する事項　　※　虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。　　　　◆平１１老企２５第３の一の３（１９）⑤準用　ク　その他運営に関する重要事項 | 適・否 | 重要事項説明書と不整合ないか□職員の員数□営業日・営業時間□通常の事業実施地域□利用料・その他費用変更ある場合、変更届が出されているか（人員のみなら４／１）その他の費用は金額明示か（実費も可）□通常の事業実施地域は実態に即しているかまた、客観的に区域が特定された記載か |
| 20　介護等の総合的な提供 | □　事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏していないか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２７条　◎　当該サービスは、生活全般にわたる援助を行うものであることから、事業者は、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を総合的に提供しなければならず、また、提供しているサービスの内容が、身体介護のうち特定のサービス行為に偏ったり、生活援助のうち特定のサービス行為に偏ったりしてはならない。　　　また、サービス提供の実績から特定のサービス行為に偏っていることが明らかな場合に限らず、事業運営の方針、広告、従業者の勤務体制、当該事業者の行う他の事業との関係等の事業運営全般から判断して、特定のサービス行為に偏ることが明らかであれば、上記基準（市訪問介護相当サービス基準要綱第27条）に抵触する。　　　なお、「偏っている」とは、特定のサービス行為のみを専ら行うことはもちろん、特定のサービス行為に係るサービス提供時間が月単位等一定期間中のサービス提供時間の大半を占めていれば、これに該当するものである。　　　◆平１１老企２５第３の一３（２０）参考　※　既に特定の行為に偏っている訪問介護相当サービス事業者の取扱い　　　既に指定を受けて、サービス提供を行っている事業所において、提供しているサービスの内容が特定のサービス行為に偏っている場合には、改善指導等を行うこととなる。　　　◆平１３老振第１７号３ | 適・否 |   |
| 21　勤務体制の確保等 | □　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めているか　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２８条第１項　◎　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。　◆平１１老企２５第３の一３（２１）①参考□　事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によってサービスを提供しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２８条第２項　◎　雇用契約、労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にあること。　　　◆平１１老企２５第３の一３（２１）②参考□　訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２８条第３項□　適切な指定訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２８条第４項　◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。　　ア　事業主が講ずべき措置の具体的な内容　　　・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。　　　・相談（苦情を含む。）に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。　　　なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、中小企業（資本金5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされている。　　イ　事業主が講じることが望ましい取組　　　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として以下が規定されている。　　　・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備　　　・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）　　　・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）　　　◆平１１老企２５第３の一の３（２１）④参考 | 適・否 | 常勤者の管理方法登録ヘルパーの　 〃※管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか内部研修実施状況確認ハラスメントの取組ハラスメント対策の実施（ 有 ・ 無 ）カスタマーハラスメント対策の実施（ 有 ・ 無 ） |
| 22　業務継続計画の策定 | □　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２８条の２第１項　◎　感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならない。　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）①参考　◎　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うこととしても差し支えない。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）①参考　◎　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、すべての従業者が参加できるようにすることが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）①参考　◎　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）①参考　◎　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については、実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。　　　ア　感染症に係る業務継続計画　　　　・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　　　・初動対応　　　　・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）　　　イ　災害に係る業務継続計画　　　　・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　　　・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　　　・他施設及び地域との連携　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）②準用□　訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２８条の２第２項　◎　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）③参考　◎　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）③参考　◎　研修の実施内容についても記録すること。　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）③参考　◎　感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）③参考　◎　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）④参考　◎　感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）④参考　◎　災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。　　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）④参考　◎　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　◆平１１老企２５第３の六の３（6）④準用□　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２８条の２第３項 | 適・否 | 業務継続計画：（ 有 ・ 無 ）〈内容〉・感染症（ 有 ・ 無 ）・災　害（ 有 ・ 無 ）研修の実施（有・無）【実施日】　　年　　月　　日訓練の実施（有・無）【実施日】　　年　　月　　日 |
| 23　衛生管理等 | □　訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２９条第１項　◎　訪問介護員等が感染源となることを予防し、また訪問介護員等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。　　　◆平１１老企２５第３の一３（２３）①参考□　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２９条第２項□　感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第２９条第３項　　ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。　　ウ　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。　◎　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、次の取扱いとすること。　　　ア　感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会　　　　・当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。　　　　・構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。　　　　・感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。　　　　・感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。　　　　・感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。　　　　・他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　　　　・「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。　　　　・平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。　　　　・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要。　　　ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　　　　・従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。　　　　・職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策の研修を実施することが望ましい。　　　　・研修の内容について記録することが必要。　　　　・研修は、事業所内で行うものでも差し支えなく、事業所の実態に応じ行うこと。　　　　・平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要。　　　　・訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。　　　　・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。　　　◆平１１老企２５第３の六の３（８）②　◎　他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　◆平１１老企２５第３の六の３（８）②　◎　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。　　◆平１１老企２５第３の六の３（８） | 適・否 | 従業者健康診断の扱い職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法事業所支給品：（ 有 ･ 無 ）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会【開催日】　　年　　月　　日　　年　　月　　日【開催方法】【周知方法】【指針の有無】有・無研修及び訓練の開催頻度（年１回以上） |
| 24　掲示 | □　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３０条第１項□　前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３０条第２項 | 適・否 | 掲示でない場合は代替方法確認苦情対応方法も掲示されているか（窓口として市役所・国保連の記載あるか） |
| 25　秘密保持等 | □　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３１条第１項□　事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３１条第２項　◎　具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこと。　　　◆平１１老企２５第３の一３（２５）②参考　※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。□　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３１条第３項　◎　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から　包括的な同意を得ておくことで足りる。　　　◆平１１老企２５第３の一３（２５）③参考 | 適・否 | 従業者への周知方法就業規則等確認事業所の措置内容同意文書確認 |
| 26　広告 | □　事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３２条 | 適・否 | 広告：( 有 ・ 無 ) |
| 27　地域包括支援センターに対する利益供与の禁止 | □　地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３３条 | 適・否 |  |
| 28　不当な働きかけの禁止 | □　介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第１項第１号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはいないか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３３条の２ | 適・否 |  |
| 29　苦情処理 | □　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３４条第1項　◎　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。　　　◆平１１老企２５第３の一３（２８）①参考□　苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３４条第２項　◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。　　◆平１１老企２５第３の一３（２８）②参考□　提供したサービスに関し、法第115条45の７第１項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。　　また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３４条第３項□　市町村からの求めがあった場合には、上記改善の内容を市町村に報告しているか。　　◆◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３４条第４項□　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３４条第５項□　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３４条第６項 | 適・否 | マニュアル：(有・無)相談窓口及び担当者名苦情の事例：(有・無)あれば処理結果確認事例の有・無直近事例（　　　年　　月） |
| 30　地域との連携 | □　指定訪問介護相当サービスの運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３５条第1項　◎　市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。　　　◆平１１老企２５第３の六の３（９）②参考□　事業所と同一建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、利用者以外に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならない。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３５条第２項 | 適・否 |  |
| 31　事故発生時の対応 | □　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３６条第１項　◎　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の六の３（１０）①参考□　事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３６条第２項　◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。　　◆平１１老企２５第３の一３（３０）③参考□　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３６条第３項　◎　損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。　　　◆平１１老企２５第３の一３（３０）②参考 | 適・否 | マニュアル：( 有 ・ 無 )事故の発生：( 有 ・ 無 )ヒヤリハット：( 有 ・ 無 )賠償保険加入：（有・無）保険名： |
| 32　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３６条の２　ア　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。　イ　虐待防止のための指針を整備しているか。　ウ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。　エ　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。　◎　利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）準用　　　ア　虐待の未然防止　　　　　高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要がある。　　　イ　虐待等の早期発見　　　　　従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。　　　ウ　虐待等への迅速かつ適切な対応　　　　　虐待が発生した場合は、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めること。　◎　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされている。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）参考　◎　委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確化するとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）①参考　◎　委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）①参考　◎　委員会は、具体的には、次の事項について検討する。その際、そこで得た結果（虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）①参考　　　ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること　　　イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること　　　ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること　　　エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること　　　オ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること　　　カ　虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること　　　キ　カの再発の防止策を講じた際に、効果についての評価に関すること　◎　指針には次の項目を盛り込むこととする。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）②参考　　　ア　事業所における虐待の防止に関する基本的な考え方　　　イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項　　　ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針　　　エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針　　　オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項　　　カ　成年後見制度の利用支援に関する事項　　　キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項　　　ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項　◎　職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施することが重要。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）③参考　◎　研修の実施内容についても記録することが必要である。　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）③参考　◎　研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。　　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）③参考　◎　虐待を防止するための措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の一の３（３１）④参考 | 適・否 | 令和６年３月３１日までは努力義務となる（経過措置） |
| 33　会計の区分 | □　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３７条□　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。　　◆平１１老企２５第３の一３（３２）参考、◆平１３老振１８ | 適・否 |  |
| 34　記録の整備 | □　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３８条第1項□　利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３８条第2項　ア　訪問介護相当サービス計画　イ　本主眼事項第４の12に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録　ウ　本主眼事項第４の16に規定する市町村への通知に係る記録　エ　本主眼事項第４の29に規定する苦情の内容等の記録　オ　本主眼事項第４の31に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 | 適・否 | 市条例により５年間保存であることに留意 |
| 第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準＜法１１５条の３第１項＞　１　指定訪問介護相当サービスの基本取扱方針 | □　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３９条第1項□　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３９条第２項□　サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３９条第３項□　利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３９条第４項□　サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、またその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第３９条第５項 | 適・否 | 自主点検：（有・無）直近の点検　　　年　　　月 |
| ２　指定訪問介 1　護相当サービ　スの具体的取　扱方針針234 56789101112 | □　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第1号□　サービス提供責任者は、1に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問介護相当サービス計画（様式任意）を作成しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第２号　◎　計画作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にすること。　　　◆平１１老企２５第３の３（１４）①参考　◎　記載すべき事項　　◆平１１老企２５第３の３（１４）①参考　　ア　訪問介護相当サービスの目標　　イ　担当する訪問介護員等の氏名　　ウ　提供するサービスの具体的内容　　エ　所要時間　　オ　日程　等□　訪問介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第３号□　訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第４号 □　サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付しているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第５号□　サービスの提供に当たっては、訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第６号□　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第７号□　介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第８号□　サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に１回は、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該訪問介護相当サービス計画の実施　状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第９号□　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該訪問介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センターに報告しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第1０号□　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行っているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第1１号□　1から10までの規定は、11に規定する訪問介護相当サービス計画の変更について準用しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４０条第1２号 | 適・否 | 全利用者の計画：（ 有 ・ 無 ）ｱｾｽﾒﾝﾄ記録：（ 有 ・ 無 ）（方法・様式を確認）□計画の内容確認（記載すべき事項があるか）□介護予防サービス計画の入手確認□担当者会議への出席状況及び会議内容の記録を確認□計画への反映確認□ケアプランの内容と整合がとれているか・目標の内容・期間□説明の方法確認同意は文書か□交付したことを確認　できる記録があるか□月１回報告記録確認□計画期間内のモニタリングについて少なくとも１回以上実施しているか記録で確認□モニタリング結果の報告したことを確認できる記録があるか |
| ３　指定訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点 | □　サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４１条第１号□　自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しているか。　　　◆市訪問介護相当サービス基準要綱第４１条第２号 | 適・否 | 介護予防サービス計画と実際のプランの内容確認 |
| 第６　変更の届出等＜法第１１５条の５＞ | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、その旨を南丹市長に届けているか。□　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を南丹市長に届けているか。 | 適・否 |  |

　※「厚令」とは、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日　厚生省令第37号）を指します。

　※「老企」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日　老企第25号）を指します。[＝解釈通知]

　※「市訪問介護相当サービス基準要綱」とは、「南丹市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の人員、設備及び運営並びに指定第１号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」（平成29年3月14日　南丹市告示第52号）を指します。